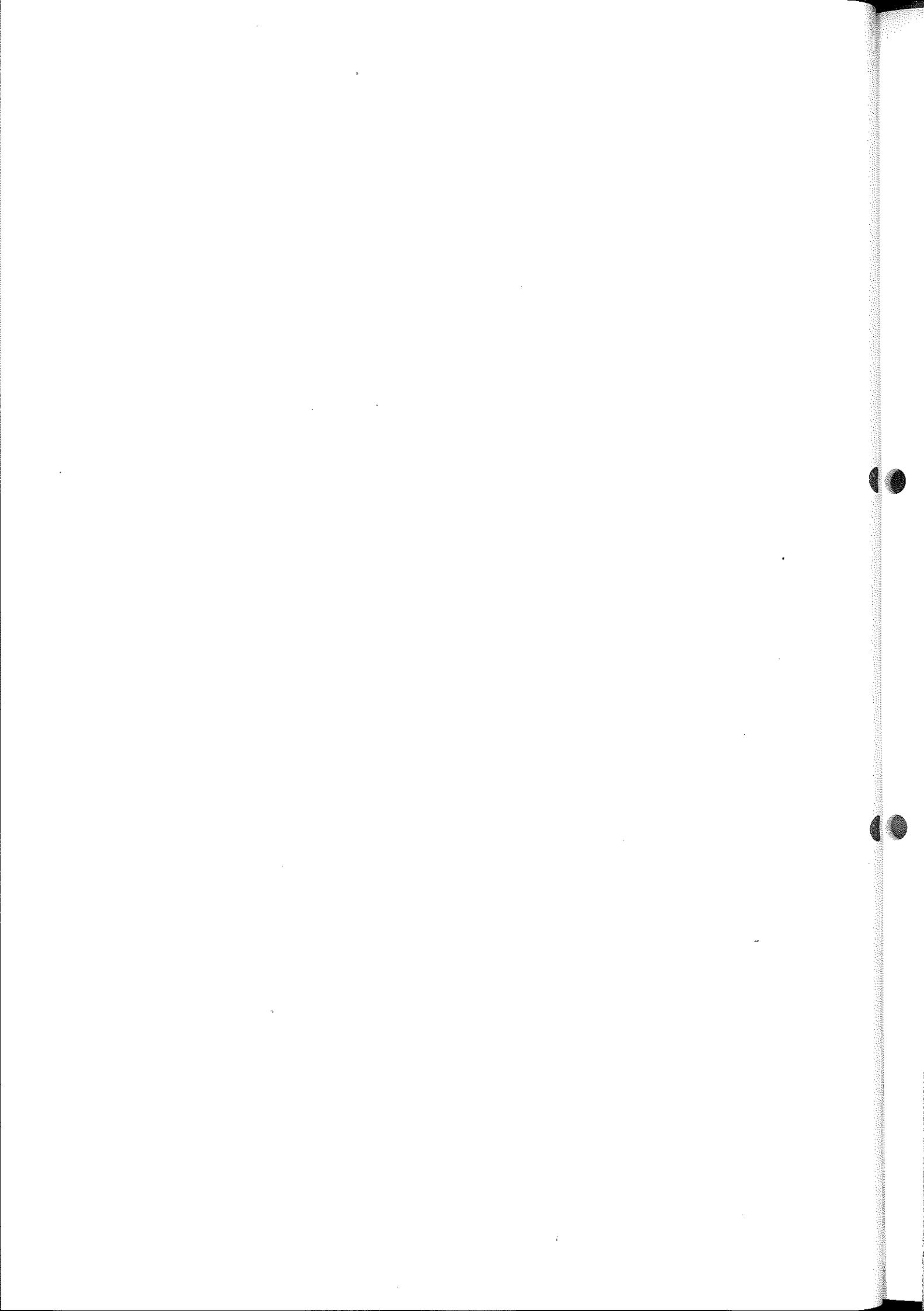


# 市 会 議 案

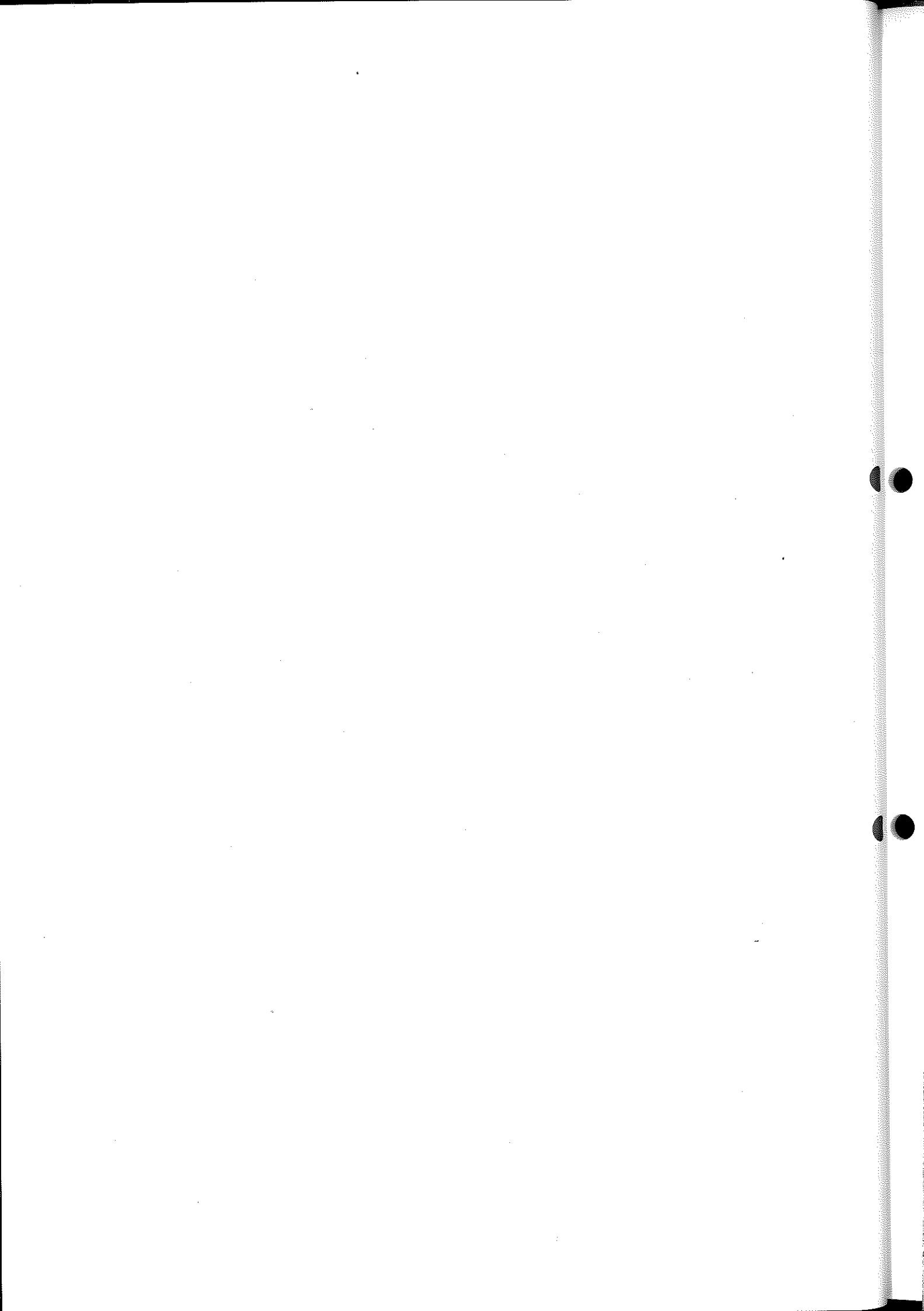
令和2年9月定例会（令和2年9月11日提出）

名 古 屋 市



## 目 次

令和 2 年第115号議案	名古屋市コミュニティセンター条例の一部改正について	1頁
令和 2 年第116号議案	名古屋市児童福祉施設条例の一部改正について………	3頁
令和 2 年第117号議案	名古屋市道路附属物自動車駐車場条例の一部改正につ いて……………	5頁
令和 2 年第118号議案	名古屋市建築基準法施行条例の一部改正について………	7頁
令和 2 年第119号議案	名古屋市中高層建築物日影規制条例の一部改正について	9頁
令和 2 年第120号議案	名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に關 する条例の一部改正について……………	13頁
令和 2 年第124号議案	契約の締結について……………	37頁
令和 2 年第125号議案	指定管理者の指定の変更について……………	39頁
令和 2 年第126号議案	市道路線の認定及び廃止について……………	41頁
令和 2 年承認第 7 号	名古屋市市税条例の一部を改正する条例の制定に関する 専決処分について……………	57頁



令和2年第115号議案

名古屋市コミュニティセンター条例の一部改正について

名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和2年9月11日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

名古屋市コミュニティセンター条例（昭和57年名古屋市条例第68号）の一部を次のように改正する。

別表中

名古屋市穂波コミュニティ センター	名古屋市瑞穂区神穂町5番18号
----------------------	-----------------

を

名古屋市穂波コミュニティ センター	名古屋市瑞穂区神穂町5番18号
名古屋市堀田コミュニティ センター	名古屋市瑞穂区新開町26番26号

に

改める。

附 則

この条例の施行期日は、規則で定める。

(理 由)

この案を提出したのは、瑞穂区にコミュニティセンターを設置する必要があるによる。

令和 2年第 116 号議案

名古屋市児童福祉施設条例の一部改正について

名古屋市児童福祉施設条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 2年 9月 11日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市児童福祉施設条例の一部を改正する条例

名古屋市児童福祉施設条例（昭和34年名古屋市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第 1条第 1項の表中

"	名古屋市にじが丘荘	名古屋市名東区にじが丘 3丁目 17番地
---	-----------	-------------------------

を

」

"	名古屋市にじが丘荘	名古屋市千種区北千種二丁目 1 番 5号
---	-----------	-------------------------

に

」

改める。

## 附 則

この条例の施行期日は、規則で定める。

### (理 由)

この案を提出したのは、名古屋市にじが丘荘の改築移転に伴い、位置を変更する必要があるによる。

令和2年第117号議案

名古屋市道路附属物自動車駐車場条例の一部改正について

名古屋市道路附属物自動車駐車場条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和2年9月11日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市道路附属物自動車駐車場条例の一部を改正する条例

名古屋市道路附属物自動車駐車場条例（平成21年名古屋市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第2条第2項第6号」を「第2条第2項第7号」に改める。

附 則

この条例は、道路法等の一部を改正する法律（令和2年法律第31号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（理 由）

この案を提出したのは、道路法の一部改正に伴い、規定を整理する必要があるによる。

(参考)

新　　旧　　対　　照 (改正案)  
（現　行）

名古屋市道路附属物自動車駐車場条例（抜すい）

(設置)

第1条 市街地における駐車需要に応じ、もって安全かつ円滑な道路の交通の確保を図るため、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第2条第2項<sup>第7号</sup><sub>第6号</sub>に規定する自動車駐車場（以下「駐車場」という。）を次のとおり設置する。

（略）

令和2年第118号議案

名古屋市建築基準法施行条例の一部改正について

名古屋市建築基準法施行条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和2年9月11日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

名古屋市建築基準法施行条例（平成12年名古屋市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第17条第43号中「第38条の4第23項」を「第38条の4第24項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（理 由）

この案を提出したのは、租税特別措置法施行令の一部改正に伴い、規定を整理する必要があるによる。

(参考)

新 旧 対 照 (改正案)  
現 行

名古屋市建築基準法施行条例（抜すい）

(手数料を徴収する事務の種別及び額)

第17条 次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める名称の手数料を徴収する。この場合において、当該手数料の額は、1件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1)      }  
  (5)      } (略)  
(42)      }

(43) 租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第20条の2第14項又は  
      第24項  
      第38条の4第23項に規定する要件に該当する事業であることについての認定の申請に対する審査

特定の民間再開発事業認定申請手数料	31,000円
(44)      } (5)      } (略) (58)      }	

令和2年第119号議案

名古屋市中高層建築物日影規制条例の一部改正について

名古屋市中高層建築物日影規制条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和2年9月11日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市中高層建築物日影規制条例の一部を改正する条例

名古屋市中高層建築物日影規制条例（昭和52年名古屋市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「第52条第1項第7号」を「第52条第1項第8号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(理 由)

この案を提出したのは、建築基準法の一部改正に伴い、規定を整理する必要があるによる。

(参考)

新 旧 対 照 (改正案)  
現 行

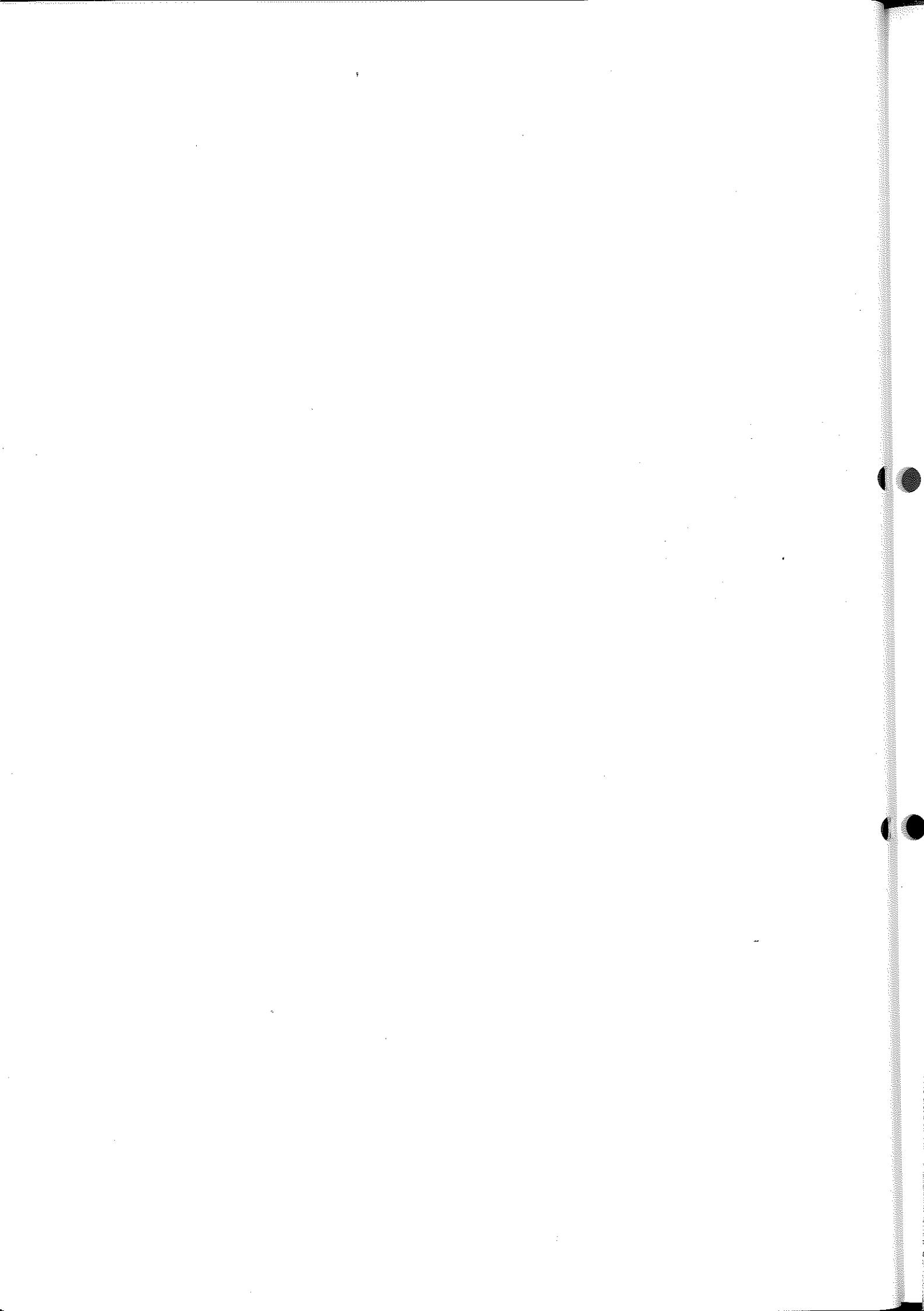
名古屋市中高層建築物日影規制条例（抜すい）

(日影による中高層の建築物の高さの制限)

第2条 法第56条の2第1項の規定による日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域として指定する区域は、次の表の1欄に掲げる区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第3項第2号イの規定により、都市計画において、建築物の容積率が10分の40と定められた区域を除く。以下同じ。）とし、法別表第4(ろ)欄の4の項イ又はロのうちから指定するものは、次の表の2欄に掲げるものとし、法別表第4(は)欄の2の項及び3の項に掲げる平均地盤面からの高さのうちから指定するものは、次の表の3欄に掲げるものとし、それぞれの区域について生じさせてはならない日影時間として法別表第4(に)欄の各号のうちから指定する号は、次の表の4欄に掲げる号とする。

1 対 象 区 域	2 法別表第4(ろ) 欄の4の項イ又 はロ	3 平均地盤面から の高さ	4 法別表第4(に) 欄の号
(略)			
用途地域の指定のない区域の うち法第52条第1項 規定により建築物の容積率が 10分の10と定められた区域	第8号 第7号	(略)	
用途地域の指定のない区域の うち法第52条第1項	第8号 第7号		

規定により建築物の容積率が  
10分の20と定められた区域



令和2年第120号議案

名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例  
の一部改正について

名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改  
正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和2年9月11日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例  
の一部を改正する条例

名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例（平成5年  
名古屋市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項から第4項までを削り、同条に次の2項を加える。

2 建築物の敷地が前項の規定による建築物の容積率に関する制限を受ける計  
画地区の2以上にわたる場合においては、当該建築物の容積率は、同項の規  
定による当該計画地区内の建築物の容積率の限度にその敷地の当該計画地区  
内にある各部分の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得たものの合計を超  
えてはならない。

3 前2項、第8条の6第1項、第9条第1項及び第9条の2第1項に規定す  
る建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、法第52条第1項に規定す  
る建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積の例により算定する。

第8条の5の次に次の1条を加える。

(機械室等を有する建築物の容積率の特例)

第8条の6 次の各号のいずれかに該当する建築物で、市長が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可したものとの容積率は、その許可の範囲内において、第4条の規定による限度を超えるものとすることができる。

(1) 同一敷地内の建築物の機械室その他これに類する部分の床面積の合計の建築物の延べ面積に対する割合が著しく大きい場合におけるその敷地内の建築物

(2) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第2条第18号に規定する建築物特定施設（法第52条第6項に規定する昇降機並びに共同住宅及び老人ホーム等の共用の廊下及び階段を除く。）の床面積が高齢者、障害者等の円滑な利用を確保するため通常の床面積よりも著しく大きい建築物で、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第24条の規定に基づく国土交通大臣が高齢者、障害者等の円滑な利用を確保する上で有効と認めて定める基準（平成18年国土交通省告示第1481号）に適合するもの

2 市長は、前項の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、建築審査会の意見を聞かなければならない。

第9条第1項中「建ぺい率」を「建蔽率」に、「第8条第1項」を「第8条」に、「数値」を「限度」に改め、同条の次に次の2条を加える。

(要除却認定マンションに係るマンションの建替えにより新たに建築されるマンションの容積率の特例)

第9条の2 その敷地面積がマンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令（平成14年政令第367号）第27条で定める規模以上であるマンション（マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第2条第1項第1号に規定するマンションをいう。以下同じ。）のうち、同法第103条に規定する要除却認定マンションに係るマンションの建替え（同法第2条第1項第2号に規定するマンションの建替えをいう。）により新たに建築されるマンションで、市長が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、その建蔽率、容積率及び各部分の高さについて総合的な配慮がなされていることにより市街地の環境の整備改善に資すると認めて許可したもの

容積率は、その許可の範囲内において、第4条の規定による限度を超えるものとすることができます。

2 市長は、前項の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、建築審査会の意見を聞かなければならない。

(高度利用地区等内の制限の緩和)

第9条の3 次の各号に掲げる事項が、高度利用地区、特定街区、都市再生特別地区又は特定用途誘導地区に関する都市計画の内容として定められた場合には、当該地区又は街区の建築物（特定用途誘導地区内の建築物にあっては、その全部又は一部を当該特定用途誘導地区に関する都市計画において定められた誘導すべき用途に供するものに限る。）については、それぞれ当該各号に掲げる規定は、適用しない。

- (1) 建築物の容積率の最高限度 第4条
- (2) 建築物の容積率の最低限度 第4条の2
- (3) 建築物の建蔽率の最高限度 第5条
- (4) 壁面の位置の制限 第7条
- (5) 建築物の高さの最高限度 第8条
- (6) 建築物の建築面積の最低限度 第8条の2

第10条及び第11条中「及び第6条第1項」を「、第4条の2、第6条第1項及び第8条の2」に改める。

第12条中「及び第8条の3」を「、第8条の3、第8条の6第1項及び第9条第1項」に改める。

第13条第3項中「次の各号」を「次」に改め、同項第1号中「老人ホーム等」の次に「（法第52条第3項に規定する老人ホーム等をいう。次号において同じ。）」を加え、「、自動車車庫等部分、備蓄倉庫部分、蓄電池設置部分、自家発電設備設置部分、貯水槽設置部分又は宅配ボックス設置部分」を「又は令第2条第1項第4号イからヘまでに掲げる建築物の部分」に改め、同項第2号中「、自動車車庫等部分、備蓄倉庫部分、蓄電池設置部分、自家発電設備設置部分、貯水槽設置部分及び宅配ボックス設置部分」を「及び令第2条第1項第4号イからヘまでに掲げる建築物の部分」に改め、同項第3号中「自動車車庫等部分の床面積の合計、備蓄倉庫部分の床面積の合計、蓄電池設置部分の床面

積の合計、自家発電設備設置部分の床面積の合計、貯水槽設置部分の床面積の合計又は宅配ボックス設置部分」を「令第2条第1項第4号イからヘまでに掲げる建築物の部分」に、「第4条第4項各号」を「令第2条第3項各号」に改め、同条に次の1項を加える。

7 法第3条第2項の規定により第4条から第5条まで又は第7条から第8条の2までの規定の適用を受けない建築物の用途を変更する場合においては、法第87条第3項の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。

別表第1に次のように加える。

名古屋駅・伏見・都市計画法第20条第1項の規定により告示された名古屋都 栄都市機能誘導地市計画名古屋駅・伏見・栄都市機能誘導地区計画の区域の 区整備計画区域	うち、地区整備計画が定められている区域
--	---------------------

別表第2錦二丁目7番地区整備計画区域の項中

用途の制限	風営法第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業の用途に供するもの	を
-------	---	---

用途の制限	風営法第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業の用途に供するもの
容積率の最 高限度	<p>1 10分の60（次号又は第3号の規定が適用される場合を除く。）</p> <p>2 法第52条第8項の規定が適用される建築物については、次の式によって計算した数値（次号の規定が適用される場合を除く。）</p> $V = (1 + 0.1 R_1 R_2) \times \frac{60}{10}$ <p>この式において、V、R<sub>1</sub>及びR<sub>2</sub>は、それぞれ れ次の数値を表すものとする。</p> <p>V 法第52条第8項の規定が適用される 建築物に係る容積率の最高限度</p>

に改め、同

	R <sub>1</sub> 建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計のその延べ面積に対する割合
	R <sub>2</sub> 住戸の床面積が50平方メートル以上240平方メートル以下の住戸の数のその建築物全体の住戸の数に対する割合
3	市長が都市機能の増進及び市街地の環境の整備改善に資すると認めた建築物については、10分の70を限度として市長が指定した数値

表に次のように加える。

名古屋駅 ・伏見・区 栄都市機 能誘導地 区整備計 画区域	A 地 容積率の最 高限度	1 10分の 100 (次号の規定が適用される場合を除く。)
		2 市長が都市機能の増進及び市街地の環境の整備改善に資すると認めた建築物については、10分の130を限度として市長が指定した数値
		3 法第52条第2項及び第9項の規定による容積率の限度
B 地 区	容積率の最 高限度	1 10分の 80 (次号の規定が適用される場合を除く。)
		2 市長が都市機能の増進及び市街地の環境の整備改善に資すると認めた建築物については、10分の110を限度として市長が指定した数値
		3 法第52条第2項及び第9項の規定による容積率の限度
C 地 区	容積率の最 高限度	1 10分の 80 (次号の規定が適用される場合を除く。)
		2 市長が都市機能の増進及び市街地の環境の整備改善に資すると認めた建築物については、10分の100を限度として市長が指定した数値
		3 法第52条第2項及び第9項の規定による容積率の限度

		の限度
D 地区	容積率の最高限度	<p>1 10分の80（次号の規定が適用される場合を除く。）</p> <p>2 市長が都市機能の増進及び市街地の環境の整備改善に資すると認めた建築物については、10分の90を限度として市長が指定した数値</p> <p>3 法第52条第2項及び第9項の規定による容積率の限度</p>
E 地区	容積率の最高限度	<p>1 10分の60（次号の規定が適用される場合を除く。）</p> <p>2 市長が都市機能の増進及び市街地の環境の整備改善に資すると認めた建築物については、10分の80を限度として市長が指定した数値</p> <p>3 法第52条第2項及び第9項の規定による容積率の限度</p>
F 地区	容積率の最高限度	<p>1 10分の60（次号又は第3号の規定が適用される場合を除く。）</p> <p>2 法第52条第8項の規定が適用される建築物については、次の式によって計算した数値（次号の規定が適用される場合を除く。）</p> $V = (1 + 0.1 R_1 R_2) \times \frac{60}{10}$ <p>この式において、V、R<sub>1</sub>及びR<sub>2</sub>は、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>V 法第52条第8項の規定が適用される建築物に係る容積率の最高限度</p> <p>R<sub>1</sub> 建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計のその延べ面積に対する割合</p> <p>R<sub>2</sub> 住戸の床面積が50平方メートル以上</p>

		<p>240 平方メートル以下の住戸の数のそ の建築物全体の住戸の数に対する割合</p> <p>3 市長が都市機能の増進及び市街地の環境の整備 改善に資すると認めた建築物については、10分の 70を限度として市長が指定した数値</p> <p>4 法第52条第 2 項及び第 9 項の規定による容積率 の限度</p>
G 地区	容積率の最 高限度	<p>1 10分の50（次号又は第 3 号の規定が適用される 場合を除く。）</p> <p>2 法第52条第 8 項の規定が適用される建築物につ いては、次の式によって計算した数値（次号の規 定が適用される場合を除く。）</p> $V = (1 + 0.1 R_1 R_2) \times \frac{50}{10}$ <p>この式において、V、R<sub>1</sub>及びR<sub>2</sub>は、それぞ れ次の数値を表すものとする。</p> <p>V 法第52条第 8 項の規定が適用される 建築物に係る容積率の最高限度</p> <p>R<sub>1</sub> 建築物の住宅の用途に供する部分の 床面積の合計のその延べ面積に対する 割合</p> <p>R<sub>2</sub> 住戸の床面積が50平方メートル以上 240 平方メートル以下の住戸の数のそ の建築物全体の住戸の数に対する割合</p> <p>3 市長が都市機能の増進及び市街地の環境の整備 改善に資すると認めた建築物については、10分の 70を限度として市長が指定した数値</p> <p>4 法第52条第 2 項及び第 9 項の規定による容積率 の限度</p>
H 地区	容積率の最 高限度	<p>1 10分の50（次号又は第 3 号の規定が適用される</p>

区	高限度	<p>場合を除く。)</p> <p>2 法第52条第8項の規定が適用される建築物については、次の式によって計算した数値（次号の規定が適用される場合を除く。）</p> $V = (1 + 0.1 R_1 R_2) \times \frac{50}{10}$ <p>この式において、V、R<sub>1</sub>及びR<sub>2</sub>は、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>V 法第52条第8項の規定が適用される建築物に係る容積率の最高限度</p> <p>R<sub>1</sub> 建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計のその延べ面積に対する割合</p> <p>R<sub>2</sub> 住戸の床面積が50平方メートル以上240平方メートル以下の住戸の数のその建築物全体の住戸の数に対する割合</p> <p>3 市長が都市機能の増進及び市街地の環境の整備改善に資すると認めた建築物については、10分の60を限度として市長が指定した数値</p> <p>4 法第52条第2項及び第9項の規定による容積率の限度</p>
---	-----	--

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### （理 由）

この案を提出したのは、名古屋駅・伏見・栄都市機能誘導地区整備計画区域内における建築物の制限に関して必要な事項を定める等の必要があるによる。

(参考 1)

新 旧 対 照 (改正案)  
現 行

名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例  
(抜すい)

(建築物の容積率の最高限度)

第4条 (略)

建築物の敷地が前項の規定による建築物の容積率に関する制限を受ける計  
2 前項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、次に掲  
画地区の 2 以上にわたる場合においては、当該建築物の容積率は、同項の規  
げる部分の床面積は算入しない。  
定による当該計画地区内の建築物の容積率の限度にその敷地の当該計画地区  
内にある各部分の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得たものの合計を超  
えてはならない。

- 
- (1) 建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ 1 メートル以下にあるもの  
の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（以下「老  
人ホーム等」という。）の用途に供する部分の床面積
- 
- (2) エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム等の共用  
の廊下若しくは階段の用に供する部分の床面積
- 
- (3) 自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設  
(誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。) の用途に供する部分（以下「  
自動車車庫等部分」という。）の床面積
- 
- (4) 専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分（以下「備蓄倉庫

部分」という。) の床面積

(5) 蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分（以下「蓄電池設

置部分」という。) の床面積

(6) 自家発電設備を設ける部分（以下「自家発電設備設置部分」という。）

の床面積

(7) 貯水槽を設ける部分（以下「貯水槽設置部分」という。) の床面積

(8) 宅配ボックス（配達された物品（荷受人が不在その他の事由により受け

取ることができないものに限る。) の一時保管のための荷受箱をいう。) を設ける部分（以下「宅配ボックス設置部分」という。) の床面積

前 2 項、第 8 条の 6 第 1 項、第 9 条第 1 項及び第 9 条の 2 第 1 項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、法第 52 条第 1 項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積の例により算定する。

3 前項第 1 号の規定は、当該建築物の住宅及び老人ホーム等の用途に供する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、法第 52 条第 1 項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積の合計の 3 分の 1 を限度として適用するものとする。

4 第 2 項第 3 号から第 8 号までの規定は、次の各号に掲げる建築物の部分の

区分に応じ、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計（同一敷地内に 2 以

上の建築物がある場合においては、それらの建築物の各階の床面積の合計の

和）に当該各号に定める割合を乗じて得た面積を限度として適用するものと

する。

(1) 自動車車庫等部分 5 分の 1

(2) 備蓄倉庫部分 50 分の 1

(3) 蓄電池設置部分 50 分の 1

(4) 自家発電設備設置部分 100分の1

(5) 貯水槽設置部分 100分の1

(6) 宅配ボックス設置部分 100分の1

(機械室等を有する建築物の容積率の特例)

第8条の6 次の各号のいずれかに該当する建築物で、市長が交通上、安全上、

防火上及び衛生上支障がないと認めて許可したものの容積率は、その許可の

範囲内において、第4条の規定による限度を超えるものとすることができる。

(1) 同一敷地内の建築物の機械室その他これに類する部分の床面積の合計の

建築物の延べ面積に対する割合が著しく大きい場合におけるその敷地内の

建築物

(2) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律

第91号）第2条第18号に規定する建築物特定施設（法第52条第6項に規定

する昇降機並びに共同住宅及び老人ホーム等の共用の廊下及び階段を除

く。）の床面積が高齢者、障害者等の円滑な利用を確保するため通常の床

面積よりも著しく大きい建築物で、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の

促進に関する法律第24条の規定に基づく国土交通大臣が高齢者、障害者等

の円滑な利用を確保する上で有効と認めて定める基準（平成18年国土交通

省告示第1481号）に適合するもの

2 市長は、前項の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、建築

審査会の意見を聞かなければならない。

(敷地内に広い空地を有する建築物の特例)

第9条 その敷地内に規則で定める空地を有し、かつ、その敷地面積が規則で定める規模以上である建築物で、市長が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、その $\frac{\text{建蔽率}}{\text{建ぺい率}}$ 、容積率及び各部分の高さについて総合的な配慮がなされていることにより市街地の環境の整備改善に資すると認めて許可したもの容積率及び高さは、その許可の範囲内において、第4条又は

第8条 第1項の規定による $\frac{\text{限度}}{\text{数値}}$ を超えるものとすることができます。

2 (略)

(要除却認定マンションに係るマンションの建替えにより新たに建築される

マンションの容積率の特例)

第9条の2 その敷地面積がマンションの建替え等の円滑化に関する法律施行

令(平成14年政令第367号) 第27条で定める規模以上であるマンション(マ

ンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号) 第2条第

1項第1号に規定するマンションをいう。以下同じ。)のうち、同法第103

条に規定する要除却認定マンションに係るマンションの建替え(同法第2条

第1項第2号に規定するマンションの建替えをいう。)により新たに建築さ

れるマンションで、市長が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、

かつ、その建蔽率、容積率及び各部分の高さについて総合的な配慮がなされ

ていることにより市街地の環境の整備改善に資すると認めて許可したもの

の容積率は、その許可の範囲内において、第4条の規定による限度を超えるも

のとすることができます。

2 市長は、前項の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、建築

審査会の意見を聞かなければならぬ。

(高度利用地区等内の制限の緩和)

第9条の3 次の各号に掲げる事項が、高度利用地区、特定街区、都市再生特別地区又は特定用途誘導地区に関する都市計画の内容として定められた場合には、当該地区又は街区の建築物（特定用途誘導地区内の建築物にあっては、その全部又は一部を当該特定用途誘導地区に関する都市計画において定められた誘導すべき用途に供するものに限る。）については、それぞれ当該各号に掲げる規定は、適用しない。

- (1) 建築物の容積率の最高限度 第4条
- (2) 建築物の容積率の最低限度 第4条の2
- (3) 建築物の建蔽率の最高限度 第5条
- (4) 壁面の位置の制限 第7条
- (5) 建築物の高さの最高限度 第8条
- (6) 建築物の建築面積の最低限度 第8条の2

（建築物の敷地が対象区域の内外にわたる場合の措置）

第10条 建築物の敷地が対象区域の内外にわたる場合における第3条第1項及び第4条の2、及び第8条の2 第6条第1項の規定の適用については、その敷地の過半が対象区域に属するときには、その建築物又はその敷地の全部について、これらの規定を適用し、その敷地の過半が対象区域の外に属するときには、その建築物又はその敷地の全部について、これらの規定を適用しない。

（建築物の敷地が2以上の計画地区にわたる場合の措置）

第11条 建築物の敷地が2以上の計画地区にわたる場合における第3条第1項

、第4条の2、 第6条第1項及び第8条の2の規定の適用については、その建築物又はその敷地の全部について、その敷地の過半が属する計画地区に係るこれらの規定を適用する。

(一の敷地とみなすことによる制限の特例)

第12条 法第86条第1項から第4項まで（これらの規定を法第86条の2第8項において準用する場合を含む。）の規定により一の敷地とみなされる一団地又は一定の一団の土地の区域内の建築物については、当該一団地又は区域を当該建築物の一の敷地とみなして第4条から第5条まで、第7条、第8条及  
、第8条の6第1項及び第9条第1項  
び第8条の3の規定を適用する。

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第13条 (略)

2 (略)

3 法第3条第2項の規定により第4条の規定の適用を受けない建築物について、次  
て、次の各号に定める範囲内において増築若しくは改築をする場合又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第4条の規定は適用しない。

(1) 増築又は改築に係る部分が増築又は改築後においてエレベーターの昇降路の部分（当該エレベーターの設置に付随して設けられる共同住宅又は老人ホーム等

（法第52条第3項に規定する老人ホーム等をいう。次号において同じ。）

又は令第2  
条第1項第4号イからヘまでに掲げる建築物の部分  
の共用の廊下又は階段の用に供する部分を含む。）、自動車車庫等部分、備蓄倉庫部分、蓄電池設置部分、自家発電設備設置部分、貯水

槽設置部分又は宅配ボックス設置部分となること。

(2) 増築前におけるエレベーターの昇降路の部分、共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下又は階段の用に供する部分

及び令第2条第1項第4号イからヘまでに掲げる建築物の部分  
、自動車車庫等部分、備蓄倉庫部分、蓄電池設置部分、自家発電設備設置部分、貯水槽設置部分及び宅配

以外の部分の床面積の合計が基準時における当該部分の床面積の合計を超えないものであること。

(3) 増築又は改築後における 令第2条第1項第4号イからヘまでに掲げる建築物の部分 自動車車庫等部分の床面積の合計、備蓄倉庫部

分の床面積の合計、蓄電池設置部分の床面積の合計、自家発電設備設置部

分の床面積の合計、貯水槽設置部分の床面積の合計又は宅配ボックス設置

部分の床面積の合計（以下この号において「対象部分の床面積の合計」と

いう。）が、令第2条第3項 第4条第4項 各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、増築又は改築後における当該建築物の床面積の合計に当該各号に定める割合を乗じて得た面積（改築の場合において、基準時における対象部分の床面積の合計が同項各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ基準時における当該建築物の床面積の合計に当該各号に定める割合を乗じて得た面積を超えているときは、基準時における対象部分の床面積の合計）を超えないものであること。

4  
5 } (略)  
6

7 法第3条第2項の規定により第4条から第5条まで又は第7条から第8条

の2までの規定の適用を受けない建築物の用途を変更する場合においては、

法第87条第3項の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。

## 参 照 条 文

### 1 建築基準法（昭和25年法律第201号）抜すい

（適用の除外）

#### 第3条（略）

2 この法律又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の施行又は適用の際現に存する建築物若しくはその敷地又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物若しくはその敷地がこれらの規定に適合せず、又はこれらの規定に適合しない部分を有する場合においては、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分に対しては、当該規定は、適用しない。

#### 3（略）

（容積率）

第52条 建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合（以下「容積率」という。）は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める数値以下でなければならない。ただし、当該建築物が第5号に掲げる建築物である場合において、第3項の規定により建築物の延べ面積の算定に当たりその床面積が当該建築物の延べ面積に算入されない部分を有するときは、当該部分の床面積を含む当該建築物の容積率は、当該建築物がある第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域又は準工業地域に関する都市計画において定められた第2号に定める数値の1.5倍以下でなければならない。

- |   |   |
|---|---|
| (1) 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域又は田園住居地域内の建築物（第6号及び第7号に掲げる建築物を除く。） | 10分の5、10分の6、10分の8、10分の10、10分の15又は10分の20のうち当該地域に関する都市計画において定められたもの |
| (2) 第1種中高層住居専用地域若しくは第2種中高層住居専用地                               | 10分の10、10分の15、10分の20、10分の30、10分の40又は10分の50のう                      |

域内の建築物（第6号及び第7号に掲げる建築物を除く。）又は第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域若しくは準工業地域内の建築物（第5号から第7号までに掲げる建築物を除く。）

(3) 商業地域内の建築物（第6号及び第7号に掲げる建築物を除く。）

(4) 工業地域内の建築物（第6号及び第7号に掲げる建築物を除く。）又は工業専用地域内の建築物

(5) 高層住居誘導地区内の建築物  
(第7号に掲げる建築物を除く。)であつて、その住宅の用途に供する部分の床面積の合計がその延べ面積の3分の2以上であるもの（当該高層住居誘導地区に関する都市計画において建築物の敷地面積の最低限度が定められたときは、その敷地面積が当該最低限度以上のものに限る。）

(6) 居住環境向上用途誘導地区内の建築物であつて、その全部又

ち当該地域に関する都市計画において定められたもの

10分の20、10分の30、10分の40、10分の50、10分の60、10分の70、10分の80、10分の90、10分の100、10分の110、10分の120又は10分の130のうち当該地域に関する都市計画において定められたもの

10分の10、10分の15、10分の20、10分の30又は10分の40のうち当該地域に関する都市計画において定められたもの

当該建築物がある第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域又は準工業地域に関する都市計画において定められた第2号に定める数値から、その1.5倍以下で当該建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計のその延べ面積に対する割合に応じて政令で定める方法により算出した数値までの範囲内で、当該高層住居誘導地区に関する都市計画において定められたもの

当該居住環境向上用途誘導地区に関する都市計画において定められた数

は一部を当該居住環境向上用途 誘導地区に関する都市計画にお いて定められた誘導すべき用途 に供するもの	値
(7) 特定用途誘導地区内の建築物 であつて、その全部又は一部を 当該特定用途誘導地区に関する 都市計画において定められた誘 導すべき用途に供するもの	当該特定用途誘導地区に関する都市 計画において定められた数値
(8) 用途地域の指定のない区域内 の建築物	10分の5、10分の8、10分の10、10 分の20、10分の30又は10分の40のう ち、特定行政庁が土地利用の状況等 を考慮し当該区域を区分して都道府 県都市計画審議会の議を経て定める もの

## 2 (略)

3 第1項(ただし書を除く。)、前項、第7項、第12項及び第14項、第57条  
の2第3項第2号、第57条の3第2項、第59条第1項及び第3項、第59条の  
2第1項、第60条第1項、第60条の2第1項及び第4項、第68条の3第1項、  
第68条の4、第68条の5(第2号イを除く。第6項において同じ。)、第68  
条の5の2(第2号イを除く。第6項において同じ。)、第68条の5の3第  
1項(第1号ロを除く。第6項において同じ。)、第68条の5の4(ただし  
書及び第1号ロを除く。)、第68条の5の5第1項第1号ロ、第68条の8、  
第68条の9第1項、第86条第3項及び第4項、第86条の2第2項及び第3項、  
第86条の5第3項並びに第86条の6第1項に規定する建築物の容積率(第59  
条第1項、第60条の2第1項及び第68条の9第1項に規定するものについて  
は、建築物の容積率の最高限度に係る場合に限る。第6項において同じ。)  
の算定の基礎となる延べ面積には、建築物の地階でその天井が地盤面からの  
高さ1メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他こ  
れらに類するもの(以下この項及び第6項において「老人ホーム等」とい

う。) の用途に供する部分 (第 6 項の政令で定める昇降機の昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム等の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。以下この項において同じ。) の床面積 (当該床面積が当該建築物の住宅及び老人ホーム等の用途に供する部分の床面積の合計の 3 分の 1 を超える場合においては、当該建築物の住宅及び老人ホーム等の用途に供する部分の床面積の合計の 3 分の 1) は、算入しないものとする。

4 }  
5 } (略)

6 第 1 項、第 2 項、次項、第12項及び第14項、第57条の 2 第 3 項第 2 号、第 57 条の 3 第 2 項、第59条第 1 項及び第 3 項、第59条の 2 第 1 項、第60条第 1 項、第60条の 2 第 1 項及び第 4 項、第68条の 3 第 1 項、第68条の 4 、第68条の 5 、第68条の 5 の 2 、第68条の 5 の 3 第 1 項、第68条の 5 の 4 (第 1 号口を除く。) 、第68条の 5 の 5 第 1 項第 1 号口、第68条の 8 、第68条の 9 第 1 項、第86条第 3 項及び第 4 項、第86条の 2 第 2 項及び第 3 項、第86条の 5 第 3 項並びに第86条の 6 第 1 項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、政令で定める昇降機の昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム等の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分の床面積は、算入しないものとする。

7 }  
8 } (略)  
15 }

(用途の変更に対するこの法律の準用)

第87条 (略)

2 (略)

3 第 3 条第 2 項の規定により第27条、第28条第 1 項若しくは第 3 項、第29条、第30条、第35条から第35条の 3 まで、第36条中第28条第 1 項若しくは第35条に関する部分、第48条第 1 項から第14項まで若しくは第51条の規定又は第39条第 2 項、第40条、第43条第 3 項、第43条の 2 、第49条から第50条まで、第68条の 2 第 1 項若しくは第68条の 9 第 1 項の規定に基づく条例の規定 (次条第 1 項において「第27条等の規定」という。) の適用を受けない建築物の用

途を変更する場合においては、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、これらの規定を準用する。

- (1) 増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合
- (2) 当該用途の変更が政令で指定する類似の用途相互間におけるものであつて、かつ、建築物の修繕若しくは模様替をしない場合又はその修繕若しくは模様替が大規模でない場合
- (3) 第48条第1項から第14項までの規定に関しては、用途の変更が政令で定める範囲内である場合

#### 4 (略)

### 2 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）抜すい

（面積、高さ等の算定方法）

第2条 次の各号に掲げる面積、高さ及び階数の算定方法は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)  
↓  
(3)

(4) 延べ面積 建築物の各階の床面積の合計による。ただし、法第52条第1項に規定する延べ面積（建築物の容積率の最低限度に関する規制に係る当該容積率の算定の基礎となる延べ面積を除く。）には、次に掲げる建築物の部分の床面積を算入しない。

イ 自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分（第3項第1号及び第137条の8において「自動車車庫等部分」という。）

ロ 専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分（第3項第2号及び第137条の8において「備蓄倉庫部分」という。）

ハ 蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分（第3項第3号及び第137条の8において「蓄電池設置部分」という。）

ニ 自家発電設備を設ける部分（第3項第4号及び第137条の8において

「自家発電設備設置部分」という。)

ホ 貯水槽を設ける部分（第3項第5号及び第137条の8において「貯水槽設置部分」という。）

ヘ 宅配ボックス（配達された物品（荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。）の一時保管のための荷受箱をいう。）を設ける部分（第3項第6号及び第137条の8において「宅配ボックス設置部分」という。）

(5)  
↓  
(略)  
(8)

2 (略)

3 第1項第4号ただし書の規定は、次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それらの建築物の各階の床面積の合計の和）に当該各号に定める割合を乗じて得た面積を限度として適用するものとする。

- (1) 自動車車庫等部分 5分の1
- (2) 備蓄倉庫部分 50分の1
- (3) 蓄電池設置部分 50分の1
- (4) 自家発電設備設置部分 100分の1
- (5) 貯水槽設置部分 100分の1
- (6) 宅配ボックス設置部分 100分の1

4 (略)

3 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）抜すい

（定義）

第2条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 1

(17) } (略)

(18) 建築物特定施設 出入口、廊下、階段、エレベーター、便所、敷地内の通路、駐車場その他の建築物又はその敷地に設けられる施設で政令で定めるものをいう。

(19) } (略)  
(29)

#### 4 マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）抜き

##### （定義等）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) マンション 2以上の区分所有者が存する建物で人の居住の用に供する専有部分のあるものをいう。

(2) マンションの建替え 現に存する1又は2以上のマンションを除却するとともに、当該マンションの敷地（これに隣接する土地を含む。）にマンションを新たに建築することをいう。

(3) } (略)  
(18)

##### 2 (略)

##### （要除却認定マンションの区分所有者の除却の努力）

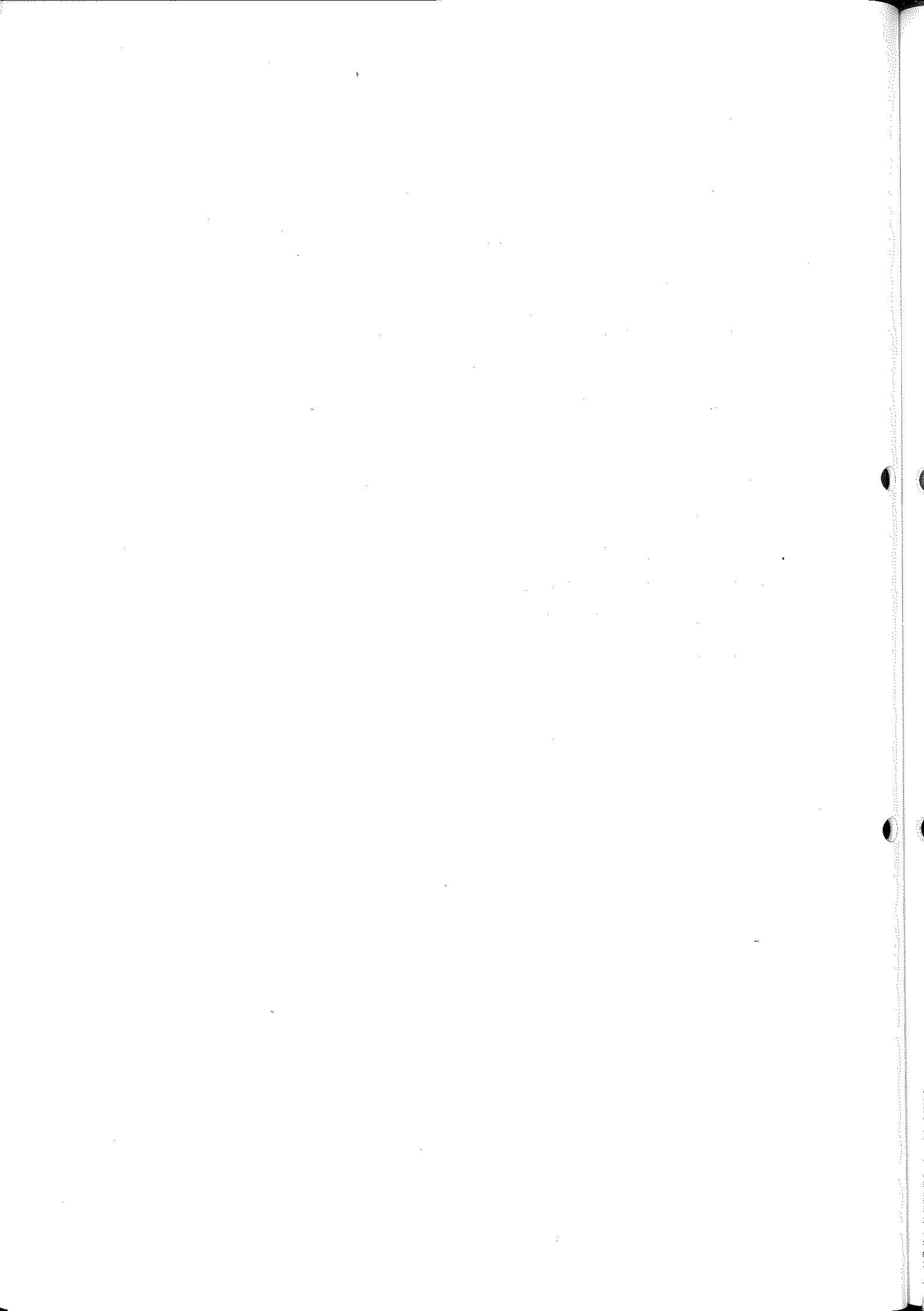
第103条 前条第1項の認定を受けたマンション（以下「要除却認定マンション」という。）の区分所有者は、当該要除却認定マンションについて除却を行うよう努めなければならない。

#### 5 マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令（平成14年政令第367

号) 抜すい

第27条 法第105条第1項の政令で定める規模は、次の表の上欄に掲げる地域又は区域の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に定める数値とする。

地 域 又 は 区 域	敷地面積の規模 (単位 平方メートル)
都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域若しくは田園住居地域又は同号に規定する用途地域の指定のない区域	1,000
都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域	500
都市計画法第8条第1項第1号に掲げる近隣商業地域又は商業地域	300



令和 2 年第 124 号議案

契約の締結について

下記要項により、工事請負契約を締結するものとする。

令和 2 年 9 月 11 日提出

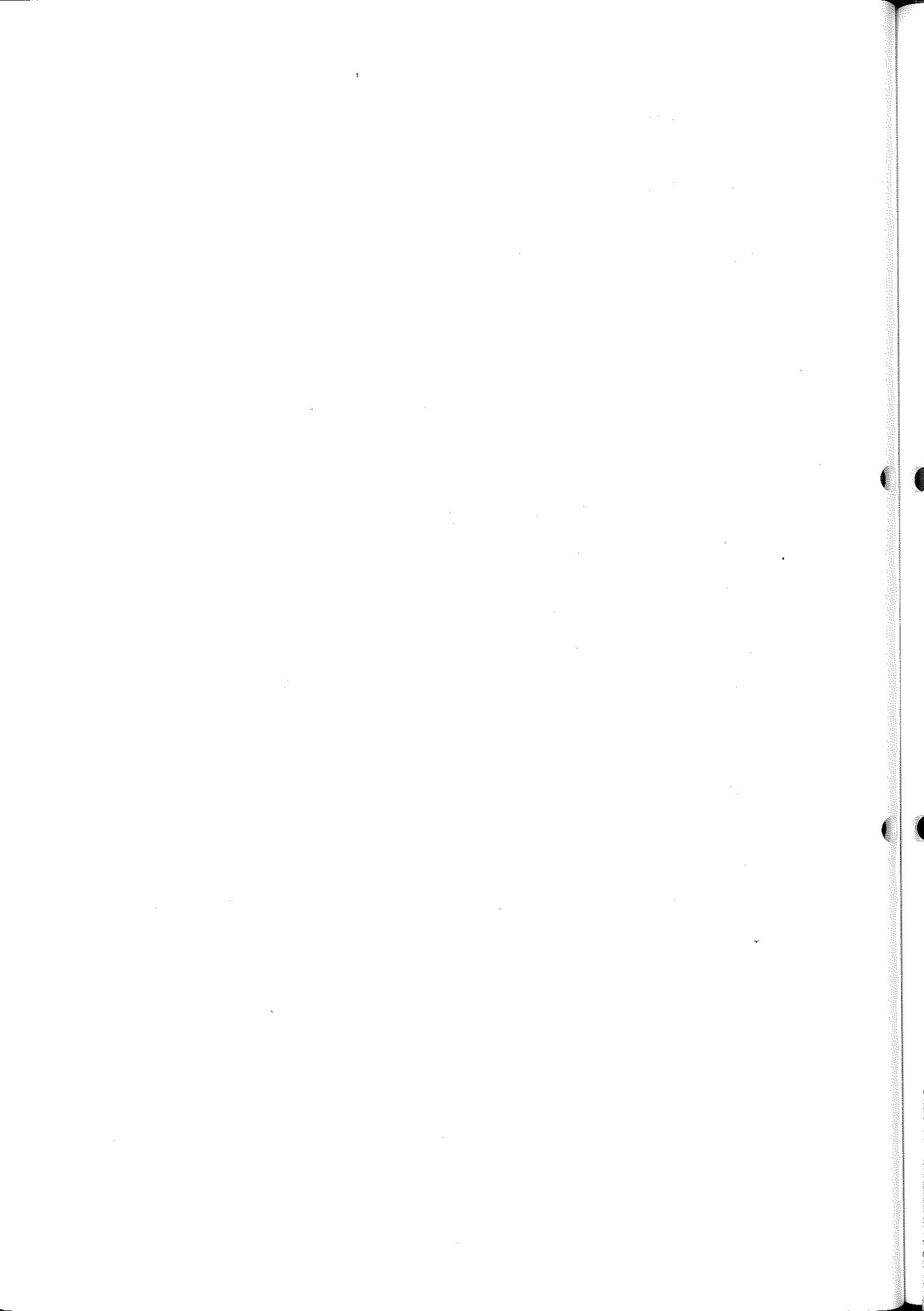
名古屋市長 河 村 たかし

記

- |          |  |
|----------|--|
| 1 契約の目的  | 愛岐処分場浸出水処理設備工事の請負                                |
| 2 施行場所   | 岐阜県多治見市諏訪町地内                                     |
| 3 契約の内容  | 浸出水処理設備 1 式                                      |
| 4 契約の方法  | 一般競争入札   |
| 5 契約金額   | 1,782,499,400 円                                  |
| 6 契約の相手方 | 名古屋市中村区名駅南一丁目24番30号<br>日立造船株式会社中部支社<br>支社長 能 地 優 |
| 7 完成予定期日 | 令和 5 年 3 月 31 日                                  |

(理 由)

この案を提出したのは、愛岐処分場の浸出水処理設備工事を施行する必要があるによる。



令和 2年第125号議案

指定管理者の指定の変更について

平成23年 3月30日議決指定管理者の指定（平成23年第50号議案）について、  
指定の期間を、次表のとおり変更するものとする。

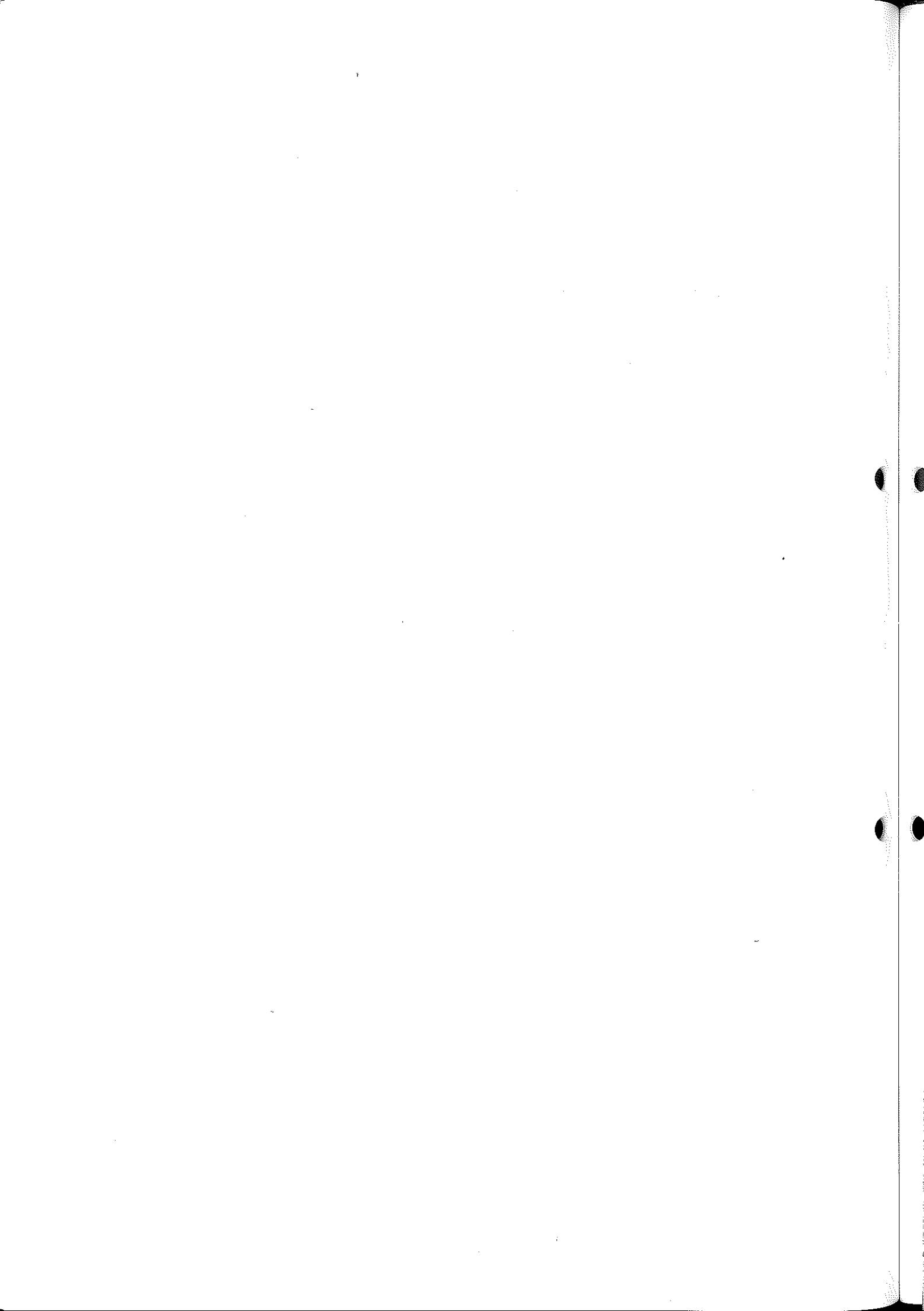
令和 2年 9月11日提出

名古屋市長 河 村 たかし

施設の名称	指定管理者	指定の期間	
		変更前	変更後
名古屋市立 緑市民病院	名古屋市中川区荒子二丁 目40番地 医療法人純正会	平成24年 4月 1 日から平成34年 3月31日まで	平成24年 4月 1 日から令和 5年 3月31日まで

（理 由）

この案を提出したのは、指定管理者の指定の期間を変更する必要があるによ  
る。



令和2年第126号議案

市道路線の認定及び廃止について

次のように市道路線の認定及び廃止を行うものとする。

令和2年9月11日提出

名古屋市長 河 村 た か し

認定する路線

整理番号	路 線 名	起 点	摘要
		終 点	
1	高田町線第1号	名古屋市瑞穂区北原町1丁目1番の2地先	第1 附図
		名古屋市瑞穂区豊岡通1丁目1番地先	
1	榎津東新海第1号線	名古屋市中川区富田町大字榎津字東新海1430番の46地先	第2 附図
		名古屋市中川区富田町大字榎津字東新海1430番の54地先	
2	榎津東新海第2号線	名古屋市中川区富田町大字榎津字東新海1430番の29地先	〃
		名古屋市中川区富田町大字榎津字戌新田1401番の4地先	
3	榎津東新海第3号線	名古屋市中川区富田町大字榎津字戌新田1401番の2地先	〃
		名古屋市中川区富田町大字榎津字東新海1437番の2地先	

4	榎津東新海第4号線	名古屋市中川区富田町大字榎津字東 新海1430番の46地先	〃
		名古屋市中川区富田町大字榎津字戌 新田1401番の18地先	
5	榎津東新海第5号線	名古屋市中川区富田町大字榎津字東 新海1430番の2地先	〃
		名古屋市中川区富田町大字榎津字東 新海1430番の2地先	
1	鳴子町第3号線	名古屋市緑区鳴子町3丁目49番の21 地先	第3 附図
		名古屋市緑区鳴子町3丁目49番の14 地先	
1	福池二丁目第1号線	名古屋市天白区福池二丁目389番の 11地先	第4 附図
		名古屋市天白区福池二丁目389番の 6地先	
1	緑ヶ丘第120号線	名古屋市守山区緑ヶ丘1007番地先	第5 附図
		名古屋市守山区小幡四丁目1714番の 1地先	

#### 一部廃止する路線

整理 符号	路 線 名	起 点	摘要
		終 点	
ア	東19号線	名古屋市北区東味鋺二丁目28番地先	第6 附図
		名古屋市北区東味鋺二丁目2412番の 11地先	

イ	東 6 号線	名古屋市北区東味鋤二丁目2419番の 2地先	
		名古屋市北区東味鋤二丁目26番地先	
ウ	東味鋤二丁目第 3 号線	名古屋市北区東味鋤二丁目2329番の 1地先	
		名古屋市北区東味鋤二丁目2324番地 先	
エ	東 8 号線	名古屋市北区東味鋤二丁目2201番の 2地先	
		名古屋市北区東味鋤二丁目22番地先	
オ	東 9 号線	名古屋市北区東味鋤二丁目2101番の 2地先	
		名古屋市北区東味鋤二丁目2101番の 1地先	
カ	東10号線	名古屋市北区東味鋤二丁目2001番の 2地先	
		名古屋市北区東味鋤二丁目2001番の 1地先	
キ	東山畠第 1 号線	名古屋市北区東味鋤二丁目1901番の 2地先	
		名古屋市北区東味鋤二丁目17番地先	
ク	東 1 号線	名古屋市北区東味鋤三丁目1317番地 先	
		名古屋市北区東味鋤三丁目1318番の 1地先	

ア	榎津郷中川田線	名古屋市中川区富田町大字榎津字東 新海1430番の60地先	第7 附図
		名古屋市中川区富田町大字榎津字東 新海1430番の60地先	
イ	榎津郷中東新海1号線	名古屋市中川区富田町大字榎津字東 新海1446番地先	〃
		名古屋市中川区富田町大字榎津字東 新海1437番の2地先	
ア	田光8号	名古屋市瑞穂区大喜町5丁目47番地 先	第8 附図
		名古屋市瑞穂区田光町3丁目7番の 2地先	
ア	有松第17号線	名古屋市緑区有松町大字有松字往還 南247番の8地先	第9 附図
		名古屋市緑区有松町大字有松字往還 南248番の5地先	
ア	翠松園線	名古屋市守山区小幡四丁目1507番の 1地先	第10 附図
		名古屋市守山区茶臼前24番地先	

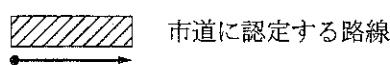
(理由)

この案を提出したのは、市道路線の認定及び廃止をする必要があるによる。

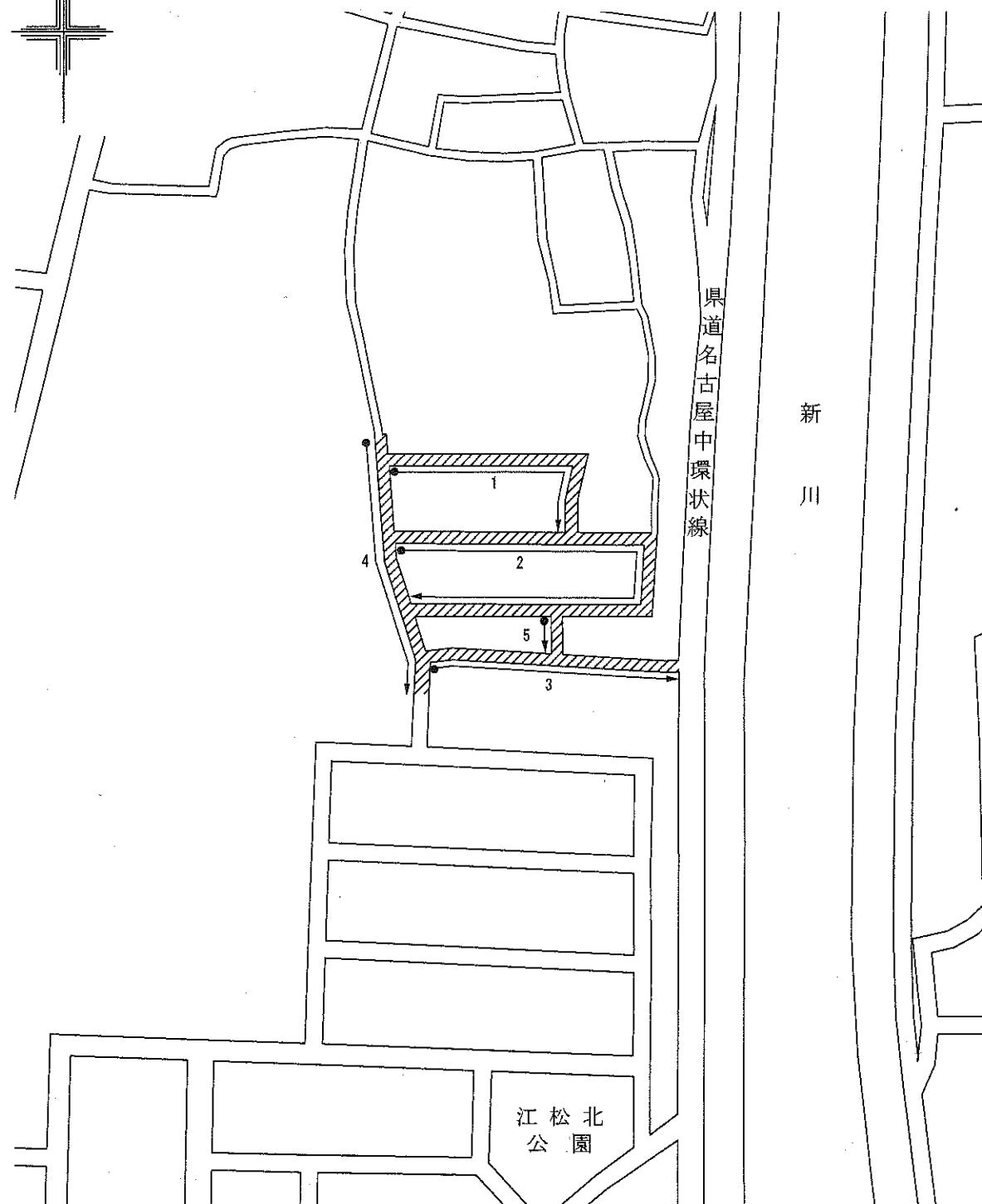
## 第1附図



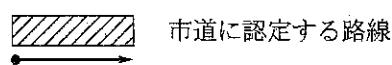
### 凡 例



第2附図



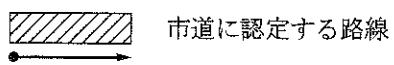
凡例



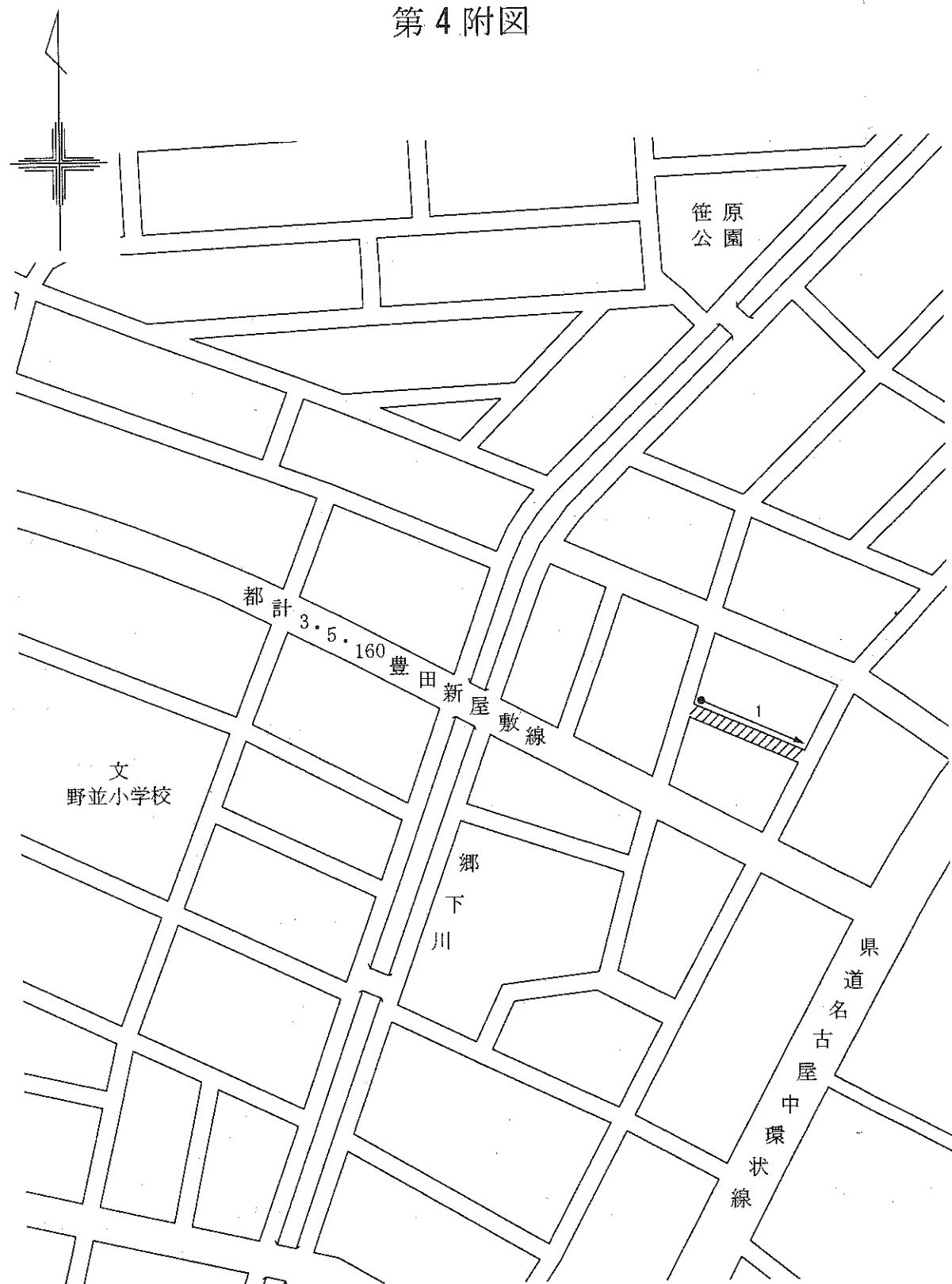
### 第3附図



### 凡例



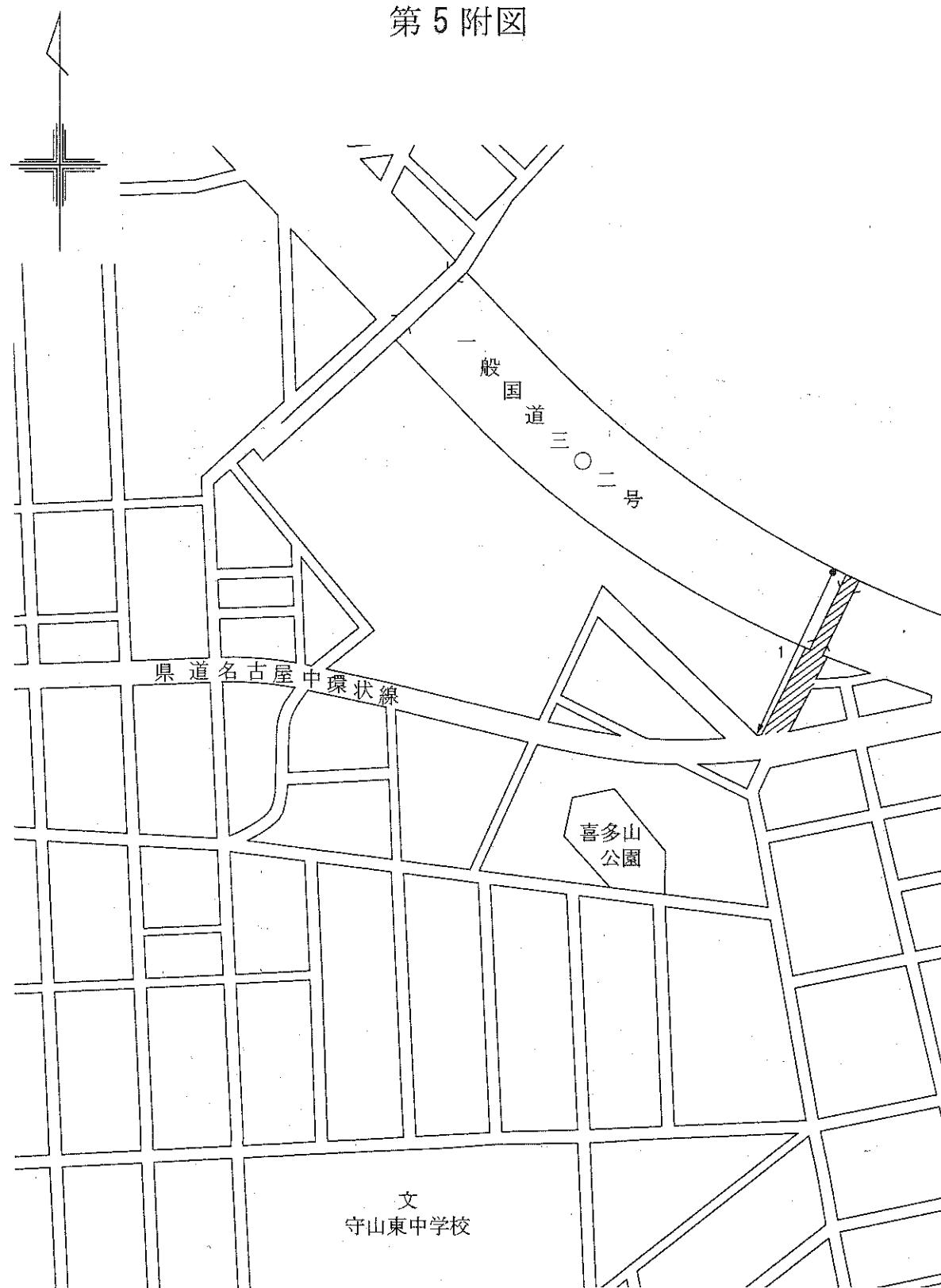
第4附図



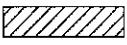
凡例

市道に認定する路線

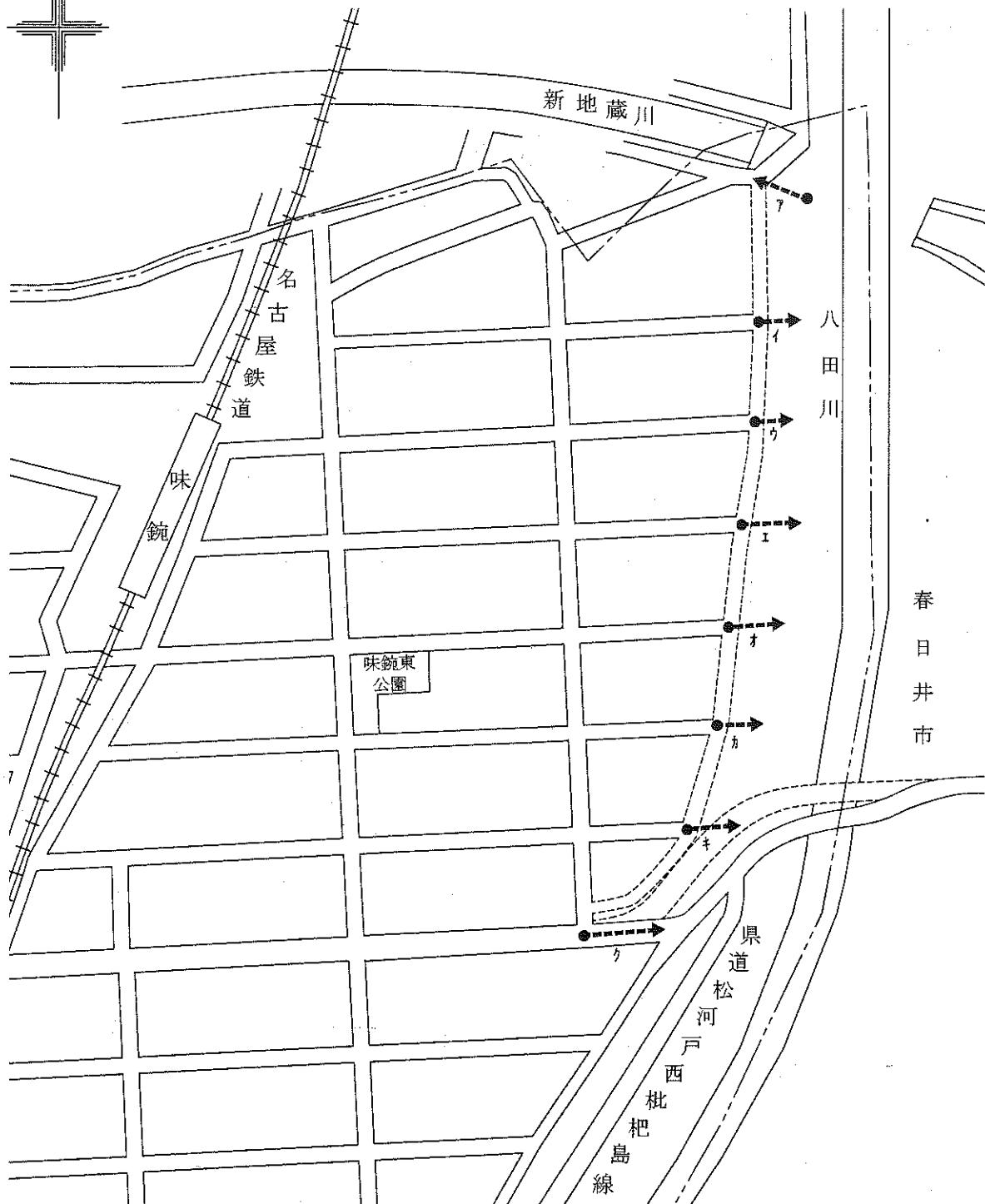
## 第5附図



### 凡例

 市道に認定する路線

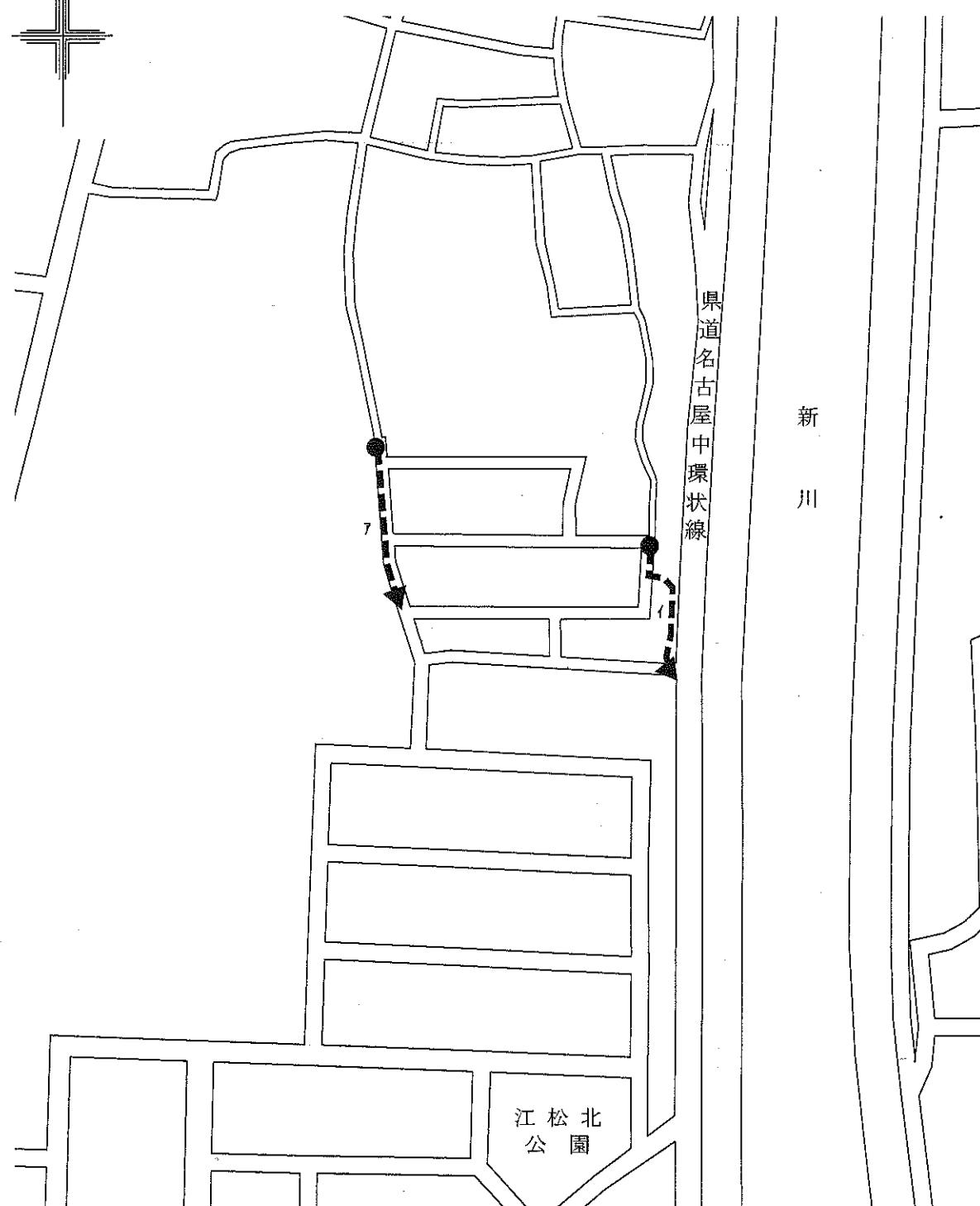
## 第6附図



凡例

→ 一部廃止する路線

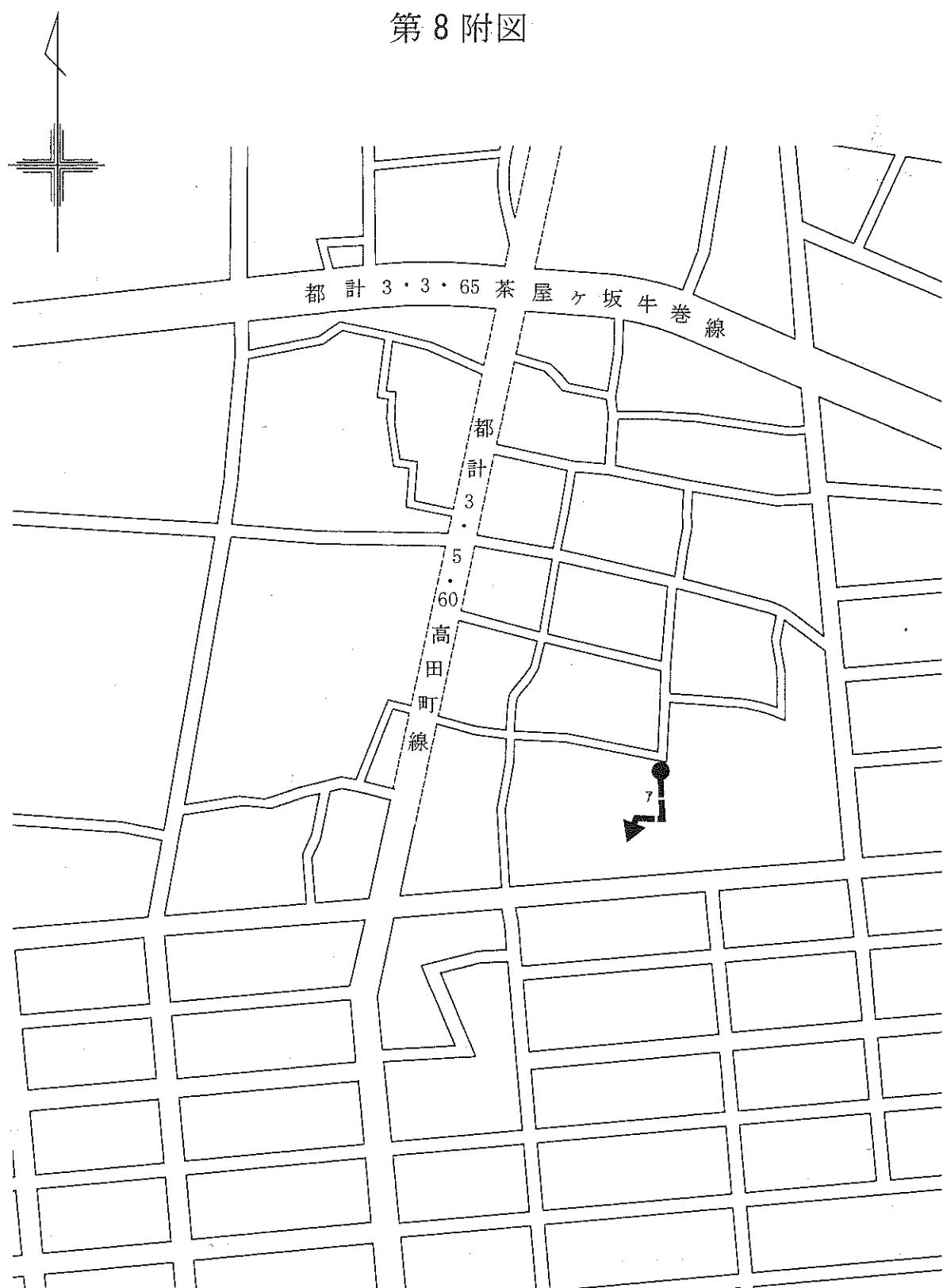
第7附図



凡例

●—→ 一部廃止する路線

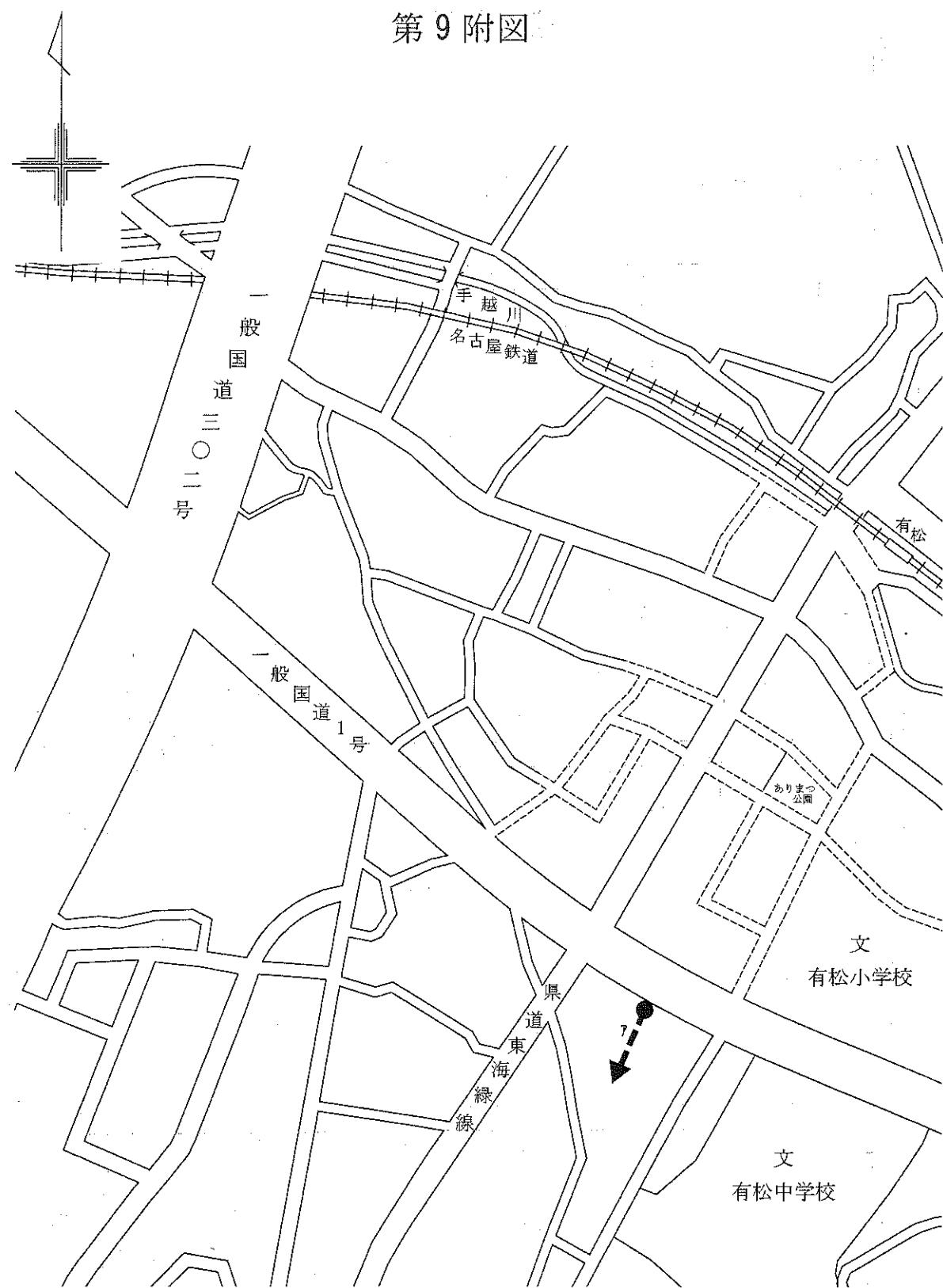
第8附図



凡例

●---→ 一部廃止する路線

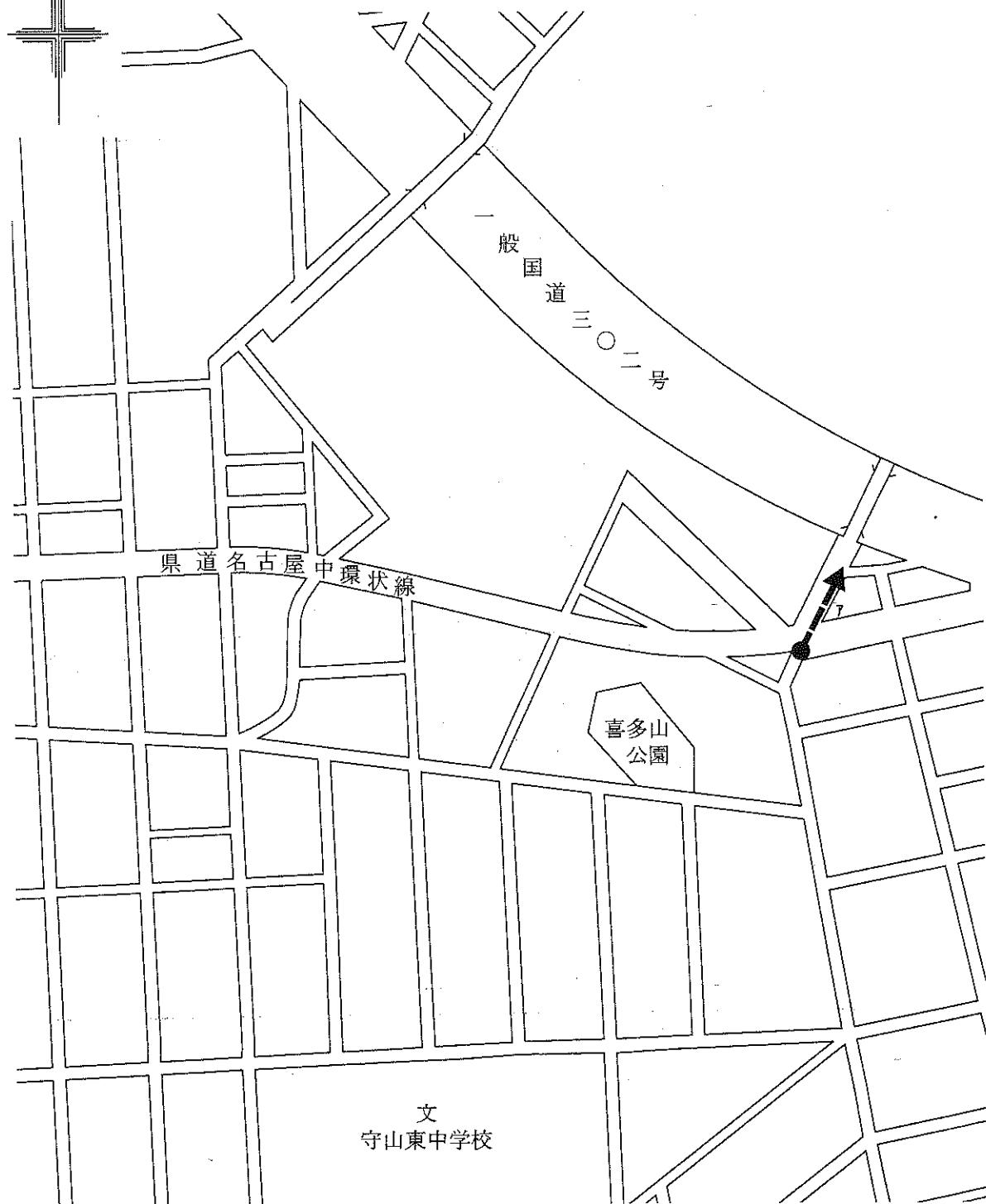
## 第9附図



凡例

●—●→ 一部廢止する路線

## 第10附図



凡例

→ 一部廃止する路線

(参考)

## 参 照 条 文

### 道路法（昭和27年法律第180号）抜すい

#### （市町村道の意義及びその路線の認定）

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものという。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3 }  
4 } (略)  
5 }

#### （路線の廃止又は変更）

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 (略)

3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。



令和2年承認第7号

名古屋市市税条例の一部を改正する条例の制定に関する専決処分  
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、名古屋市市税条例の一部を改正する条例を、次のとおり専決処分により令和2年7月16日制定し、公布した。

上記のことについて同法同条第3項の規定により、議会に報告し、その承認を求める。

令和2年9月11日提出

名古屋市長 河村たかし

名古屋市条例第57号

名古屋市市税条例の一部を改正する条例

名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例）

第26条 法附則第60条第3項に規定する市町村払戻請求権放棄は、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）第5条第4項に規定する指定行事の同条第1項に規定する中止等により生じた同項に規定する入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄とする。

## 附 則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(参考 1)

新 旧 対 照 (改正後)  
改正前

名古屋市市税条例附則（抜き）

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第26条 法附則第60条第3項に規定する市町村払戻請求権放棄は、新型コロナ  
ウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する  
法律（令和2年法律第25号）第5条第4項に規定する指定行事の同条第1項  
に規定する中止等により生じた同項に規定する入場料金等払戻請求権の全部  
又は一部の放棄とする。

(参考 2)

## 参 照 条 文

地方税法（昭和25年法律第226号）附則（抜き） 新旧対照（  
改正後  
改正前）

（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例）

第60条 (略)

2 (略)

3 市町村民税の所得割の納稅義務者が、指定行事の中止等により生じた入場

料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄のうち住民の福祉の増進に寄与する

ものとして当該市町村の条例で定めるもの（次項において「市町村払戻請求

権放棄」という。）を指定期間内にした場合には、当該納稅義務者がその放

棄をした日の属する年中に市町村放棄払戻請求権相当額の第314条の7第1

項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、市町村民税に関する規

定を適用する。

4 (略)

